

1. 件名：原子燃料工業（株）熊取事業所の令和5年度定期事業者検査報告（開始時）についての面談

2. 日時：令和5年8月15日（火） 13時30分～14時10分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

寒川首席原子力専門検査官、早川上席原子力専門検査官、

千葉主任原子力専門検査官、清水原子力専門検査官

熊取原子力規制事務所

大東事務所長

原子燃料工業（株）

熊取事業所 環境安全部 安全管理部長 他1名

5. 要旨

○原子燃料工業（株）（以下「事業者」という。）から、熊取事業所加工施設の令和5年度定期事業者検査（以下「定事検」という。）報告（開始時）について、資料に基づき以下の説明があった。

- 熊取事業所加工施設の令和5年度の定事検は、令和5年8月28日から令和5年12月下旬までの予定で実施する。
- 今回の定事検から非常用電源設備による第一種管理区域内の負圧維持検査を追加した。
- 施設管理実施計画について、新規制基準適合化工事の進捗を踏まえ、不明確な記載の見直し等記載の適正化を行った。

○原子力規制庁から、以下の内容を伝えた。

- 令和5年度の定事検計画については了解した。
- 定事検報告（終了時）については、定事検終了後遅滞なく面談を実施することにより報告の受領とするので、検査結果の整理についても順次進めること。
- 定事検報告（開始時）の内容に変更があった場合や、定事検対象設備に不適合が発生した場合には定事検報告（終了時）にその旨を記載すること。
- 次回の定事検については、使用前確認証の交付日を起点とし、十二月を超えない時期に行うとともに、現行の施設管理実施計画の周期を満足するように設定すること。また、開始予定日の三月前までに報告すること。

○事業者から了解した旨の回答があった。

6. その他

資料：定期事業者検査報告書（定期事業者検査開始時）

以 上